社会福祉法人 神戸の風 役員等報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸の風(以下「法人」という。)の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

- 第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。
- 2 法人の役員等とは、評議員選任・解任委員、評議員、理事、監事のことをいう。
- 3 法人の役員等に対して、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。
- 4 役員等が法人の業務を処理するため常勤又は非常勤で勤務する場合は、次により報酬を支給する。
 - (1) 理事長が常勤で勤務する場合は、月額100万円を超えない範囲で定める。
 - (2) 理事長が非常勤で勤務する場合、就労日数並びに時間帯を考慮し、月額70万円を超えない範囲で定める。
 - (3) その他の役員等が常勤で勤務する場合は、月額70万円を超えない範囲で定める。
 - (4) その他の役員等が非常勤で勤務する場合は、就労日数並びに時間帯を考慮し、月額4 0万円を超えない範囲で定める。
 - (5) 評議員に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で定める(定款第9条)
- 5 通勤手当及び期末手当の額は、職員給与規定の適用を受ける職員の例による。
- 6 上記3項(1)~(4)の報酬の支給方法は、職員給与規定の適用を受ける職員の例による。

(費用弁償)

- 第3条 役員等が、理事会、研修会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務の ために出張したときは、その費用を弁償する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支 給しない。
- 2 理事長及びその他の役員等が、理事会、評議員会への出席及び法人の監査をする場合、日当 として1人当たり1万円の額を支給する。ただし、理事会、評議員会及び監査に要した時間が 3時間を超えた場合は、1万円を加算して支給することができる。
- 3 上記2項についての交通費は支給しない。
- 4 役員等が研修会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために出張した ときの費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費相 当額と日当1万円を支給する。
- 5 上記1項から4項の費用の支給方法は、現金また振込みとする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議委員会の決議を要する。

付 則

- この規程は、平成22年3月27日から施行する。
- この規程は、平成29年3月25日から施行する。